知的財産ニュースレター

# Intellectual Property

Newsletter 94



Contents

# 特許侵害

純粋持株会社による特許権侵害に基づく損害賠償請求において、グループ全体の事情を考慮して 特許法102条2項(侵害者利益の額を損害と推定)の適用を肯定した事例

知財高裁(1部)令和6年7月4日判決〔金融商品取引管理システム事件〕

# 審決取消

抗体医薬関連発明の進歩性要件及び記載要件を判断した事例

知財高裁(4部)令和6年8月7日判決[抗IL-4Rアンタゴニスト抗体事件]

#### 商標

ニッチな商品を指定商品とする商標出願において 商標法4条1項11号及び15号につき審決と異なる判断をした事例

知財高裁(4部)令和6年8月5日判決[ジムニーファン事件]

#### 著作権

## P2Pファイル共有プログラムと発信者情報開示請求

知財高裁(2部・4部)令和6年7月10日判決[ビットトレント(ハンドシェイク通信)事件]

#### 不正競争

商号等の表示の「著名な商品等表示」該当性と適用除外該当性を判断した事例

東京地裁(29部)令和6年7月17日判決〔チームラボ事件〕

#### セミナー情報のご案内

# 特許侵害

純粋持株会社による特許権侵害に基づく損害賠償請求において、グループ全体の事情を 考慮して特許法102条2項(侵害者利益の額を損害と推定)の適用を肯定した事例



石津 真二

裁判例はこちら

知財高裁(1部)令和6年7月4日判決(令和5年(ネ)第10053号)裁判所ウェブサイト〔金融商品取引管理システム事件〕

#### 1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「金融商品取引管理装置、金融商品取引管理システム、金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法」とする発明に係る特許(特許第6154978号。本件特許)の特許権者であるXが、Yに対し、Yが「iサイクル注文」との名称の外国為替取引管理方法に係るサービス(Yサービス)をYサーバからインターネット回線等を通じて顧客に提供したことにつき、Yサーバが本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る発明(本件発明)の技術的範囲に属するものであり、Yサーバの使用が本件発明の実施に当たると主張して、不法行為に基づき、11億9000万円(特許法102条1項、102条2項又は102条3項による損害金並びに弁護士費用及び弁理士費用)及び遅延損害金の支払を求めた事案です。

Xは、外国為替取引業、外国為替取次業務等の事業を営む会社等の株式等を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること等を目的とする株式会社であり、X自体は外国為替証拠金取引業を営んでおらず、Xの完全子会社(Z)が、FX取引等の事業を行っていました。また、XとXの完全子会社(Z)との間では、ライセンス契約(「本件ライセンス契約」)が締結されており、本件ライセンス契約においては、Xの保有する特許権や特許出願中の発明に関し、Xの完全子会社(Z)に対して通常実施権又は仮通常実施権を許諾していましたが、本件特許は、本件ライセンス契約に含まれていませんでした。

#### 2. 本件訴訟に至る経緯

本件訴訟に先立ち、Xは、本件と同様に、Yサーバの使用が本件発明の実施に当たると主張して、Yに対し、Yサーバの使用の差止めを求めて訴えを提起していました。裁判所はXの主張を認め、差止を認容する判決を言い渡し(第1審:東京地裁(29

部)平成30年10月24日判決(平成29年(ワ)第24174号)、控訴審:知財高裁(4部)令和元年10月8日(平成30年(ネ)10085号))、同判決は、令和元年10月24日に確定しました。

このような経過を踏まえ、本件訴訟第1審において、Xは、Yが 侵害論を争うのは訴訟上の信義則に照らし許されない旨主張 していたところ、当事者双方において、少なくとも充足論につい ては争点としないことが確認されています。そのため、本件訴訟 では、無効論及び損害論のみが争点とされました。以下では、こ のうち、損害論について取り上げます。

#### 3. 損害論についての争点

本件訴訟における主な争点は、特許権者がその特許発明を 実施していない場合における、特許法102条1項(特許権者の 逸失利益の額を損害と推定)の適用又は類推適用の可否、特 許法102条2項(侵害者利益の額を損害と推定)の適用又は類 推適用の可否です。

#### 4. 東京地裁の判断

第1審(東京地裁(40部)令和5年2月16日判決(令和2年(ワ) 第17104号))は、損害の算定において、特許権者(X)がその特 許発明を実施していない場合には、特許権者(X)においてその 侵害の行為により売上げが減少した数量を認めることはできな いとして特許法102条1項の適用を否定するとともに、持株会社 であるXとFX取引等の競合事業を行っているXの完全子会社 (Z)は、飽くまで別法人であるから、Xの完全子会社(Z)が得ら れる利益をそのまま完全親会社であるXの利益とするのは相当 ではないと判断して、特許法102条1項のみならず、特許法102 条2項の適用も否定しました。その上で、第1審は、特許法102条 3項(実施料相当額)に基づき損害額を算定し、損害額を2014 万9093円と算定しました。

次ページへ続く オ

これに対して、XY双方が控訴しました。

#### 5.知財高裁の判断

知財高裁は、以下の各事情から、本件について、特許権者に 侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られ たであろうという事情が存在するものといえると判断し、第1審 判決を変更して特許法102条2項の適用を肯定し、損害額を 4356万5491円に増額しました。

- ➤ Xの完全子会社(Z)はFX事業を提供しており、それはY サービスと競合するものである。
- Xは、Xの完全子会社(Z)の株式の100%を保有し、会社の 目的や主たる業務が子会社の支配・統括管理をすることに あり、その利益の源泉が子会社の事業活動に依存するいわ ゆる純粋持株会社である。
- ▶ そうすると、Zは、Xのグループ会社として持株会社の保有 する多数の特許権を前提としてXサービスを提供している。
- 本件特許は本件ライセンス契約に含まれていないものの、 これは国際出願に伴う不都合を回避するためにそのような 体裁とすべきであったことによるものにとどまり、XがZに本件 発明の実施許諾をしていないことを意味するものとはいえな
- ▶ 以上より、Zが本件発明を実施しているものといえ、Xグルー プは、本件特許権の侵害が問題とされている期間、持株会社 であるXの管理及び指示の下で、グループ全体として本件特 許権を利用した事業を遂行していたと評価することができ
- ➤ Xの利益の源泉がZの事業活動に依存している。
- ➤ XはXグループにおいて、同グループのために、本件特許権 の管理及び権利行使につき、独立して権利を行使することが できる立場にあるものといえ、そのような立場から、同グルー プにおける利益を追求するために本件特許権について権利 行使をしている。
- ➤ XグループにおいてXのほかに本件特許権に係る権利行 使をする主体が存在しない。
- ➤ XとZは、いわゆる純粋持株会社とZの関係にあるところ、実 際に持株会社制を採用する企業が多数存在する実情にあ

る。また、純粋持株会社と完全子会社は法人格が別であるも のの、グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏ま え、実態に即した課税の実現を目的としたグループ法人税制 や支配従属関係にある二つ以上の企業からなる企業集団を 単一の組織体とみなして親会社が企業集団の財政状態、経 営成績、キャッシュフローの状況を総合的に報告するための 連結財務諸表など、企業グループを、親会社を中心とした経 済的一体性に着目して捉える制度が採用されている実情が ある。

#### 6. コメント

グループ会社間において、グループ会社においては特定の 会社にグループの知的財産権の管理・帰属を集中させる体制 をとることがあります。本件は事例判断ですが、完全親会社で ある持株会社が特許権を行使する場合に、特許法102条2項の 適用が肯定されたものとして、参考になると思いましたので、ご 紹介しました次第です。グループ会社全体の事情を理由に、自 ら実施していない権利者について特許法102条2項の適用を認 めた事例は他にも存在します(例えば、知財高裁(2部)令和4年 4月20日判決(令和3年(ネ)第10091号))。本件では、特に、X が、Xの完全子会社(Z)の株式の100%を保有する純粋持株会 社であり、かつ、XグループにおいてXのほかに本件特許権に 係る権利行使をする主体が存在しなかったことが、特許法102 条2項の適用が肯定された主な理由であると思われます。

← 目次へ戻る

# 審決取消

# 抗体医薬関連発明の進歩性要件及び記載要件を判断した事例



重富 貴光

知財高裁(4部)令和6年8月7日判決(令和5年(行ケ)10019号)裁判所ウェブサイト[抗IL-4Rアンタゴニスト抗体事件]

裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「IL-4Rアンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方法」とする特許権(特許第6353838号「本件特許」)の無効審判請求不成立審決(有効審決)の取消訴訟です。

訴訟において審理された本件訂正発明1<sup>1</sup>は以下のとおりです。

患者において中等度から重度のアトピー性皮膚炎(AD)を 処置する方法に使用するための治療上有効量の抗ヒトインター ロイキンー4受容体(IL-4R)抗体またはその抗原結合断片を含 む医薬組成物であって、ここで前記患者が局所コルチコステロ イドまたは局所カルシニューリン阻害剤による処置に対して十 分に応答しないかまたは前記局所処置が勧められない患者で ある前記医薬組成物。

訴訟では、審決の取消事由として①進歩性要件判断の誤り、②サポート要件判断の誤り、③実施可能要件判断の誤りが主張されました。裁判所は、取消事由に係る主張にはいずれも理由がないとして、原告の請求を棄却しました。本稿では、紙幅の制約に照らし、①進歩性要件、②サポート要件に関する裁判所判断部分をご紹介します²。

#### I 進歩性要件

#### 【主引例】

主引例である甲1文献は、本件抗体についての中等度~重度の外因性アトピー性皮膚炎を患っている成人患者に対する第II相試験のプロトコル(試験実施計画書)です。

#### 【相違点】

本件訂正発明1と甲1文献に記載された発明(「引用発明」) の相違点は、以下のとおりです。

本件訂正発明1は、中等度から重度のアトピー性皮膚炎

(AD)であって、局所コルチコステロイド又は局所カルシニューリン阻害剤による処置に対して十分に応答しない患者を処置する方法に使用するための、治療上有効な量の抗ヒトIL-4R抗体又はその抗原結合断片を含む医薬組成物であるのに対し、引用発明は、治験薬組成物である点。

#### 【原告主張(一部)】

原告は、甲1試験(第II相試験)に先立ってアトピー性皮膚炎 患者に対する本件抗体の第I相試験が行われ、引用発明に係 る本件抗体が医薬品としての有用性が期待できる薬物であると 既に判断されており、アトピー性皮膚炎がTh2/IL-4等が優勢 な疾患であるという正しい技術常識に照らし、抗ヒトIL-4抗体で ある本件抗体が奏功することは当業者が予測できたことである と主張しました。

#### 【裁判所の判断】

裁判所は、大要、以下の判示にて、本件訂正発明1の進歩性を肯定する判断をしました。

- ➤ 本件審決が認定するアトピー性皮膚炎に関する技術常識 (アトピー性皮膚炎は、炎症の強い急性期(急性病変)では Th2細胞が優位になるが、慢性状態(慢性病変)になるとTh1 細胞優位となり、炎症部位や病期によって、Th2細胞とTh1 細胞間で揺れ動く(Th1/Th2バランスが変化する)という作 用機序を有すること)に誤りはない。
- ▶ 原告が主張するように「アトピー性皮膚炎がTh2/IL-4等が 優勢な疾患である」という単純な理解のみに基づいて、その 治療上の有効性の判断をなし得るものではない。
- ➤ アトピー性皮膚炎の免疫経路は複雑であり、炎症部位や病期によっても変化し得る。…アトピー性皮膚炎の免疫経路の複雑さを考慮すると、炎症部位や病期によってTh1/Th2バランスが変化し、このバランスのみでアレルギー疾患を理解す

次ページへ続く オ

特許権者は無効審判請求事件において訂正請求を行っており、訂正請求後の発明をいいます。本件では、訂正発明2~16も審理対象となっています。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 判決では、抗ヒトインターロイキン-4受容体(IL-4R)抗体を「本件抗体」と、本件抗体及びその抗原結合断片を併せて「本件抗体等」と、本件訂正発明1記載の対象患者を「本件患者」と表記しており、本稿もかかる表記例に倣います。

ることは困難であったことが本件特許の優先日当時の技術 常識である。

- ➤ IL-4及びこれを産生するTh2細胞を含む、特定の細胞とサイトカインがアトピー性皮膚炎で果たす役割についての当業者の理解は、標的療法の開発の機会を生み出す(特定の細胞とサイトカインを標的に、候補化合物を探索し得る。)にとどまり、特定の細胞とサイトカインのうちのいずれかを標的とすることによって、アトピー性皮膚炎の治療が可能になるような化合物(抗体等)の存在を解明するには至っていなかったといえる。
- ▶ たとえ優先日前に、アトピー性皮膚炎の治療が可能になるような化合物(抗体等)の標的となり得る抗原である特定の細胞とサイトカイン(Th2/IL-4)が知られていたとしても、他の多くの細胞とサイトカインも作用することが知られている中で、Th2/IL-4の働きを阻害することで、本件患者を含む慢性アトピー性皮膚炎の治療効果を奏するかどうかまで、当業者が認識できたとはいえない。つまり、当該抗原の作用を阻害するための受容体に対する抗体(抗IL-4R抗体)が公知であったとしても、当該作用の阻害により、アトピー性皮膚炎の治療効果が可能となるとの治験までが公知になっていたわけではないから、当該抗体(抗IL-4R抗体)を実際に治験に使用して、アトピー性皮膚炎に対する効果を確認してみなければ、アトピー性皮膚炎への治療効果があるかは予測できなかったといえる。

#### II サポート要件

#### 【原告の主張(一部)】

原告は、本件明細書に開示された薬理試験結果はmAb1<sup>3</sup>に関するもののみであるところ、本件訂正発明はmAb1とは結合親和性や薬物動態が異なる抗体等を含むものであり、これが臨床で治療に使用可能であるとは当業者は認識しない、その結果、本件特許の権利範囲は本件明細書の開示と比して著しく過大となっていると主張しました。

#### 【裁判所の判断】

裁判所は、大要、以下の判示にて、本件訂正発明1について

サポート要件を充足すると判断しました。

- ➤ 本件明細書には、①mAb1は、抗IL-4Rアンタゴニスト抗体であって、IL-4Rに結合し、IL-4のシグナルを遮断する作用を有するものであること、②mAb1が投与された本件患者では、アトピー性皮膚炎における臨床症状が改善したこと、③mAb1が投与された本件患者では、アトピー性皮膚炎のバイオマーカーであり、IL-4によって産生・分泌が誘導されることが知られているTARC及びIgEのレベルが低下したことが開示されていることから、これに接した当業者は、本件患者にmAb1を投与した際のアトピー性皮膚炎の治療効果は、mAb1のIL-4Rに結合しIL-4を遮断する作用、すなわち、アンタゴニストとしての作用により発揮されるものと理解するものといえる。
- ➤ そうすると、IL-4Rに結合しIL-4を遮断する作用を有する抗 IL-4Rアンタゴニスト抗体(本件抗体等)であれば、mAb1に 限らず、本件患者に対して治療効果を有するであろうことを 合理的に認識でき、本件訂正発明の課題を解決できるとの 認識が得られるものと認められる。
- ▶ サポート要件の適合性を判断するに当たって、どの範囲の 実施例等の裏付けをもって十分とするかについては、当該課 題解決の認識がいかなるロジックによって導かれるかという 点を踏まえて検討されるべきであり、特許の権利範囲に比し て実施例が少なすぎるといった単純な議論が妥当するもの ではない。
- ➤ 本件明細書の各記載から演繹的に導かれる推論として、本件患者にmAb1を投与した際のアトピー性皮膚炎の治療効果は、mAb1のIL-4Rに結合しIL-4を遮断する作用、すなわち、アンタゴニストとしての作用により発揮されるものと理解されるものであって、課題を解決できると認識できる範囲が幅広い実施例から帰納的に導かれる場合とは異なる。

#### Ⅲ コメント

本判決は本件固有の事情に基づく事例判決であり、その判断を一般化できるものではありませんが、進歩性要件判断と記載要件の関係に関し、興味深い判断が示されています。

すなわち、進歩性要件の判断に際しては、優先日前に、①アト

次ページへ続く オ

³ モノクローナル抗体(monoclonal antibody)。本件抗体に属する1つの抗体です。

ピー性皮膚炎に関連する特定の細胞Th2とサイトカインIL-4 (抗原)、及び、②当該抗原の作用を阻害する受容体に対する 抗体(抗IL-4R抗体)が知られていたとしても、実験によって実際に治療効果を確認しなければ、治療効果を予測し得ないと 判断されています。これは、IL-4の作用阻害という作用機序が知られていても、当該作用機序に基づく治療効果は予測し得ないことをいうものと解されます。かような予測ができなかった事情の1つとして、アトピー性皮膚炎の免疫経路が複雑である事情が挙げられています。

これに対し、サポート要件の判断に際しては、明細書の記載を踏まえるに、①抗IL-4Rアンタゴニスト抗体がIL-4(抗原)の作用を阻害すること、②抗IL-4Rアンタゴニスト抗体の1つであるmAb1を本件患者に投与してアトピー性皮膚炎の臨床症状が改善したこと等から、アトピー性皮膚炎の治療はIL-4(抗原)の阻害によって発揮されること(作用機序に基づく治療効果)が理解できるとして、mAb1という1種類の抗体の薬理試験結果しか明細書に開示されていなかったとしても、抗IL-4Rアンタゴニスト抗体はアトピー性皮膚炎の治療効果を有すると判断されました。なお、この判断においては、(当事者による主張立証活動の詳細が不明ですが)アトピー性皮膚炎の免疫経路の複雑性等は特段判示されていません。

本件は、①IL-4の作用阻害とアトピー性皮膚炎の治療効果との関連性、②アトピー性皮膚炎の治療効果に関連する免疫経路(IL-4以外の様々なサイトカイン等)の主張立証状況如何で判断が異なり得る事案といえそうですが、本判決は、優先日当時に明らかではなかったIL-4作用阻害とアトピー性皮膚炎の治療効果の関連性を明細書に新たに開示したものと評価し、優先日当時の技術水準との関係において進歩性を肯定するとともに、明細書の記載を踏まえて記載要件を肯定したものと理解されます。本判決は、抗体医薬を含めた医薬特許発明の進歩性及び記載要件の在り方を種々考えるにあたっての一事例判断を付け加えたものといえます。

#### ← 目次へ戻る

#### 商標

# ニッチな商品を指定商品とする商標出願において 商標法4条1項11号及び15号につき審決と異なる判断をした事例



知財高裁(4部)令和6年8月5日判決(令和6年(行ケ)第10007号)裁判所ウェブサイト〔ジムニーファン事件〕

裁判例はこちら

#### 1 事案の概要

本件は、「Jimny Fan」の欧文字と「ジムニーファン」の片仮名を2段に書してなり、指定商品(「本願補正商品」)を第16類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」とする商標(「本願商標」)についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟です。

本願商標の出願人は、雑誌「Jimny Fan」を発行してきた者 (X)でした。Xの拒絶査定不服審判請求に対し、特許庁は、①本 願商標は、その構成中の「Jimny」の欧文字及び「ジムニー」の 片仮名が強く支配的な印象を与えるものであり、これを本願商 標の要部として抽出して商標の類否を判断すると、引用商標1 (「Jimny」の外観、「ジムニー」の称呼及び「スズキ社のオフロー ド車の名称」の観念)及び引用商標2(「JIMNY」の欧文字と「ジ ムニー」の片仮名の外観、「ジムニー」の称呼及び「スズキ社の オフロード車の名称」の観念)と類似する商標であるから、商標 法4条1項11号に該当する、②仮に、同号に該当しないとしても、 本願商標は周知のJimny商標(スズキ社のオフロード車の名称 を表示するもの)と外観が類似し、「ジムニー」の称呼及び「スズ キ社のオフロード車の名称」の観念を共通にすることから、互い に紛らわしい商標であり、取引者・需要者は、その商品がスズキ 社あるいは同社と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有 する者の業務に係るものであるかのように、出所について混同 を生ずるおそれがあるから、同項15号に該当するとして、不成 立審決をしました。

Xは、審決取消訴訟を提起し、取消事由として、本願商標と引用商標の類否(商標法4条1項11号)の判断の誤り及び本願商標に係る「混同を生ずるおそれ」(商標法4条1項15号)の判断の誤りを主張しました。

#### 本願商標

# Jimny Fan ジムニーファン

引用商標1



引用商標 2

# JIMNY ジムニー

#### 2 本判決の要旨

本判決は、まず、商標法4条1項11号及び15号の判断について、従前の最高裁判決を引用して、以下のとおり述べました。

- ▶ 商標法4条1項11号の商標の類否は、対比される両商標が 同一又は類似の商品・役務に使用された場合に、商品・役務 の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによっ て決すべきであるが、それには、そのような商品・役務に使用 された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与え る印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察する必要があ り、しかも、その商品・役務の取引の実情を明らかにし得る限 り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当で ある。
- ▶ 商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれ」の有無

次ページへ続く オ

は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品・ 役務と他人の業務に係る商品・役務との間の関連性の程度、 取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照ら し、上記指定商品・役務の取引者及び需要者において普通 に払われる注意力を基準として、総合的に判断すべきであ る

その上で、本判決は、これに続けて、次のとおり述べました。

- > ところで、一般に、自動車メーカーが、自ら又は系列ディーラー等(自動車メーカーのいわゆる親子会社関係や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主をいう。以下同じ。)を通じて、その製造販売する自動車の関連グッズ(キーホルダー、Tシャツ、帽子等)を販売したり、付随するサービス(自動車のメンテナンス、カーライフを楽しむ情報発信等)を提供することは珍しくないと解される。
- ➤ しかし、本願商標の指定商品(本願補正商品)は、第16類 「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報 雑誌」という極めて狭い市場において流通すると考えられる (いわゆるニッチな)商品である点に特徴があり、そのような本願補正商品についても、自動車の関連グッズや付随サービス に関する上記の一般論が妥当するのか等につき、取引の実情を明らかにした上、当該取引の実情に基づいて、商標法4 条1項11号及び15号該当性の判断をする必要がある。

そして、本判決は、原告代表者尋問を職権で採用するなどの 証拠調べを行い、取引の実情を詳細に認定した上で、次のよう に判示してXの請求を認容し、審決を取り消しました。

➤ 本願商標は、その外観上、「Jimny」、「ジムニー」の部分と 「Fan」、「ファン」の部分を分離して観察する根拠はない。 Jimny商標がスズキ社の製造販売するオフロード車の名称を 表示するものとして広く知られていたとしても、本願補正商品 の取引の実情に鑑みれば、本願商標を使用した本願補正商 品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車 メーカー又はその系列ディーラー等がその情報雑誌の発行主体となっている(可能性がある)と認識するとは考え難い。そして、本願商標の全体観察を前提に引用商標との比較をすると、引用商標1及び引用商標2のいずれも、本願商標の構成部分である「Fan」及び「ファン」に相当する構成を欠いており、本願商標と引用商標1及び引用商標2は、商標全体としての外観、称呼及び観念が異なっているから、類似性を肯定することはできず、本願商標は商標法4条1項11号に該当しない。

➤ 本願補正商品は、第16類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」という極めてニッチな商品であるところ、スズキ社を含む自動車メーカーが自ら又は系列ディーラー等を通じて、「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を発行している事実はなく、また、本願商標を使用した本願補正商品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等が発行主体となっている(可能性がある)と認識するとも考え難い。本願商標を本願補正商品に使用したとしても、スズキ社のJimny商標に係る商品・役務との混同を生ずるおそれは認められないというべきであり、本願商標は商標法4条1項15号に該当するものではない。

#### 3 まとめ

知財高裁の結論が特許庁と異なるものとなったポイントは、 知財高裁が、本願商標の指定商品は、第16類「オフロード車の 改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」という極め て狭い市場において流通すると考えられる(いわゆるニッチな) 商品である点に特徴があるとした上で、取引の実情を詳細に認 定して判断をしたことにあります。ニッチな商品を指定商品とし た商標登録出願に関して商標法4条1項11号又は15号が問題 となる事案を検討するにあたって一事例として参考となると考 え、本判決をご紹介することとした次第です。

#### ← 目次へ戻る

# 著 作 権

# P2Pファイル共有プログラムと発信者情報開示請求



知財高裁(2部・4部)令和6年7月10日判決[ビットトレント(ハンドシェイク通信)事件]

(令和6年(ネ)第10006号)裁判所ウェブサイト[事件①]

(令和6年(ネ)第10008号)裁判所ウェブサイト[事件②]

(令和5年(ネ)第10108号)裁判所ウェブサイト[事件③)

(令和5年(ネ)第10109号)裁判所ウェブサイト[事件④]

#### 1. 事案の概要

本稿にてご紹介する4つの裁判例は、いずれも、氏名不詳者 らが、P2P1方式のファイル共有プロトコルであるビットトレントを 利用して、各控訴人(「XI)が著作権を有する動画(「本件動 画」)を複製して作成された動画ファイルを送信可能化したこと を受け、これが本件動画に係る著作権を侵害するとして、Xが、 プロバイダ青仟制限法25条1項に基づき、電気通信事業者であ る各被控訴人(「Y」)に対して、発信者情報の開示を求めた事

本件では、発信者情報開示請求の対象とされた通信が、動 画ファイルをダウンロード又はアップロードする通信等とは異な る「ハンドシェイク通信」という通信(詳細は後述します。)であっ たことから、当該通信に係る発信者情報が、「当該権利の侵害 に係る発信者情報 | (プロバイダ責任制限法5条1項柱書)に当 たるかが争点となりました(その余の争点については紙幅の都 合上、解説を割愛させていただきます。)。

かかる論点については、近時、知財高裁令和6年6月26日判 決(令和5年(ネ)10102号)(4部)において、ハンドシェイク通信 に係る発信者情報であったとしても、「当該権利の侵害に係る 発信者情報」に該当するとの判断を示していますが、本稿では これと同旨の判断を下した知財高裁4部の判断に加え、異なる 判示のもとで同様の結論を示した知財高裁2部の判断をご紹 介します。

#### 2. ビットトレントの仕組みとハンドシェイク通信

ビットトレントは、P2P方式のファイル共有プロトコルであり、 特定のファイルに係るデータをピースに細分化した上で、「ピ ア | (ビットトレントネットワークに参加している端末)に共有させ、 ピア同士の間でピースを転送又は交換することによって当該 ファイルの共有を行います。上記ピアのIPアドレス及びポート番 号などは、「トラッカー」と呼ばれるサーバーによって保有されて います。

ビットトレントを利用して特定のファイルをダウンロードしよう とするユーザは、インターネット上のウェブサーバ等において提 供されている当該特定のファイルに対応するトレントファイル(ト ラッカーのIPアドレスや当該特定のファイルを構成する全ての ピースのハッシュ値などが記載されています。)を取得し、端末 にインストールしたクライアントソフトウェアに当該トレントファイ ルを読み込ませることで、ビットトレントネットワークにピアとして 参加します。

上記の手順によってピアとなった端末は、定期的にトラッカー にアクセスし、トラッカーにピアのIPアドレス等の情報の一覧を 要求し、トラッカーからピアリストを受信します。ピアリストのデー タを受信したピアは、ピアリストに基づいて、相手方ピアとの間 で、互いに、ビットトレントのネットワークに参加している相手もピ アであることを確認する「HANDSHAKE」、相手方のピアへ接 続完了を意味する「ACK」、当該ピアと相手方のピアとの間で 互いが対象ファイルのどの部分を所持しているか確認する 「BITFIELD」、当該ピアが相手方ピアの保有するファイルに興 味を持っていることを通知する「INTERESTED」、相手方ピア から、当該ファイルはダウンロードする(相手方ピアによりアップ ロードする)ことが可能であることを通知する「UNCHOKE」の 各通信をします(以下、これら一連の通信を「ハンドシェイク通 信 といいます。)。

次ページへ続く オ

<sup>1</sup> Peer to Peer: サーバーを介さずに端末(PC、スマホなど)同士で直接データのやり取りを行う通信方式

<sup>2</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

そして、当該ピアがダウンロードを要求する「REQUEST」、相 手方ピアがアップロードする「PIECE」の通信により、対象ファイ ルがダウンロードされ、受信確認が行われます。

このように、ビットトレントネットワークを形成しているピアは、必要なピースを転送又は交換し合うことで、最終的に共有される特定のファイルを構成する全てのピースを取得することとなります。

本件では、Xの依頼を受けた調査会社が、本件動画に係る ファイルを共有しているピアの情報を取得したうえで、実際に当 該ピアとハンドシェイク通信を行った際の通信に係る発信者情 報の開示が求められたところ、事件①~④の各原審判決は、 (1) ハンドシェイクの通信は、ビットトレントネットワークを形成し ているピアが、トラッカーから提供された他のピアに関する情報 に基づき、他のピアとの間で、当該他のピアが現在稼動してい るか否かや当該他のピアのピース保有状況を確認する通信で あって、共有される特定のファイルを構成するピースをダウン ロード又はアップロードする通信ではないし、トラッカーに対す る通知の送信でもないこと、(2) 著作権法2条1項9号の5イ又は ロ所定の行為によりいったん「送信可能化」がされてしまえば、 自動公衆送信し得る状態が完全に実現される以上、「送信可能 化 | に該当する行為が継続されることはなく、その状態下で更に 「送信可能化」がされることもないため、ハンドシェイク通信が本 件同額に係る公衆送信権を侵害する通信ではないことを理由 に、ビットトレントネットワークにおいて本件各動画が送信可能 化された態様を前提とすると、ハンドシェイクの通信から把握さ れる情報は、プロバイダ責任制限法5条1項柱書所定の「当該 権利の侵害に係る発信者情報 | に当たるとはいえないと判断し ました。

#### 3. 知財高裁4部の判断(事件②、事件④)

知財高裁4部は、事件②、事件④の判決において、下記のとおり判示し、ハンドシェイク通信がプロバイダ責任制限法5条1項柱書所定の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当することを肯定しました。

▶ 令和3年法律第27号による改正後のプロバイダ責任制限

法において、それ自体として権利侵害性のない通信を、特定 発信者情報以外の発信者情報の開示請求の手続きに安易 に乗せるような運用は予定されていないと解されるが、他方、 自動公衆送信権の権利保護を図るため、現実の送信の前段 階における準備行為を公衆送信権の侵害行為類型に含め た著作権法23条1項括弧書きの意義が没却されないよう留 意が必要である。

- ➤ シェイクハンド通信は、それ自体によって侵害情報の流通がされるわけでないことはもとより、当該通信が送信可能化惹起行為(著作権法2条1項9号の5イ、ロ)に当たるともいえない。しかし、送信可能化権の侵害とは、将来に向けて想定される自動公衆送信の準備が整ったことをもって公衆送信権の侵害類型と位置付けられたものであるから、自動公衆送信が可能な状態が継続している限り、その違法状態は継続していると解するのが相当である。著作権法2条1項9号の5イ、ロは、上記のような違法状態を招来するいわば入口としての行為を定義したものにすぎない。
- ➤ このような送信可能化権の特性に照らすと、送信可能化権の侵害を理由に発信者情報の開示を求める場合において、「権利の侵害に係る発信者情報」(プロバイダ責任制限法5条1項柱書)を、送信可能化惹起行為そのものの通信に係る発信者情報に限定して解釈する必要はないし、それが適切ともいえない。送信可能化が完了し、その後引き続き送信可能な状態が継続している限り、そのような状態であることを直接的に示す通信であれば、当該通信に係る発信者情報を「権利の侵害に係る発信者情報」と認めることができるというべきである。そのように解さないと、著作権法が送信可能化権の侵害を公衆送信権の侵害行為類型として認めた趣旨が没却されることになりかねない。
- ▶ 本件各通信は、本件複製ファイルを共有するビットトレントネットワークに参加した本件各発信者において、その保有する本件複製ファイルにつき送信可能化が完了し、引き続き自動公衆送信が可能な状態にあることを明らかにする通信にほかならない。よって、本件各通信に係る発信者情報は、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当するというべきである。

次ページへ続く 7

# 4. 知財高裁2部の判断(事件①、事件③)

また、知財高裁2部も、事件①及び事件③の判決において、 下記のとおり判示し、知財高裁4部と同様の結論を示しました。

- ➤ 発信者情報とは、侵害情報の発信者の特定に資する情報である(プロバイダ責任制限法2条6号)ところ、各氏名不詳者の各ピアが行ったシェイクハンド通信は、当該シェイクハンド通信を行った者が侵害情報をダウンロードし、インターネット上で提供可能な状態にしたことを強く推認させるものである。そうすると、当該シェイクハンド通信の発信者を特定する情報(本件各発信者情報)は、侵害情報の通信そのものの発信者情報ではないが、侵害情報の発信者の特定に資する情報として、なおプロバイダ責任制限法5条1項柱書の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するものと認めるのが相当である。
- ➤ さらに、加害者の特定を可能にして被害者の救済を図るというプロバイダ責任制限法の趣旨に加え、当該シェイクハンド通信と侵害情報との結びつきが高いことに照らすと、当該シェイクハンド通信の発信者情報を侵害情報そのものの通信に係る発信者情報と同視して、同項柱書の規定を適用することも許容されるというべきである。
- ➤ Yは、シェイクハンド通信では、ピースをダウンロード又はアップロードしておらず、侵害情報を流通させていない、また、シェイクハンド通信の時点においては、情報を記録する行為等(著作権法2条1項9号の5)は行われていないから、送信可能化が行われたとはいえず、送信可能化が継続したともいえないと主張するが、プロバイダ責任制限法5条1項柱書は「当該権利の侵害に『係る』発信者情報」と定めており、「侵害情報の通信の発信者情報」と定めているわけではないから、侵害情報の通信と密接に関連する情報の通信に関する情報であれば、それが侵害情報の発信者の特定に資する情報である限り、侵害情報以外の通信に関する情報であっても、「当該権利の侵害に係る発信者情報」と解することは妨げられない。

5. まとめ

以上のとおり、本件においては、プロバイダ責任制限法5条1 項柱書所定の「当該権利の侵害に係る発信者情報」が、侵害情 報の通信そのものである必要はなく、本件でのシェイクハンド通信のように権利侵害と一定の関連性を有する通信に係る発信者情報も含まれることが示されました。もっとも、その理由付けは、知財高裁の係属部によって異なるところがあります。ビットトレントに関しては、近時多くの判決が示されており、著作権法の趣旨に照らした発信者情報開示請求権の理解のあり方についての議論の集積が期待されます。

#### ← 目次へ戻る

# 不正競争

# 商号等の表示の「著名な商品等表示」該当性と適用除外該当性を判断した事例



東京地裁(29部)令和6年7月17日判決(令和3年(ワ)第29242号)裁判所ウェブサイト〔チームラボ事件〕

裁判例はこちら

#### 1. 事案の概要

原告Xは、「チームラボ株式会社」という商号と、「チームラボ」 及び「teamLab」という表示(原告表示等)を使用しているところ、 これらは原告の著名な商品等表示であり、被告Yが表札、看板、 ウェブサイト等に「株式会社チーム・ラボ」という被告の商号と、 「チームラボ」、「teamlabtrip」等の表示(被告表示等)を使用す る行為は、不正競争防止法(不競法)2条1項2号の不正競争に 該当するとして、被告表示等の使用の差止め等を求めました」。

#### 2. 本件訴訟における裁判所の判断

不競法2条1項2号は著名な商品等表示と同一又は類似のも のを使用等する行為を不正競争行為とする一方で、同法19条1 項5号は他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表 示と同一又は類似する表示を使用する者が、それを不正の目 的でなく使用している場合には、差止請求権等の規定を適用し ないという適用除外を定めています。

本件訴訟においては、①原告表示等が不競法2条1項2号の 「著名な商品等表示 | に該当するかという点(争点①)と、②Y が、原告表示等が著名になる前から被告表示等を不正の目的 でなく使用しているか、すなわち不競法19条1項5号の適用除 外に該当するかという点(争点②)が争われ、裁判所は、争点① について特定の時期以降に原告表示等は「著名な商品等表 示 |になったと認定しつつ、争点②についてYは原告表示等が 著名になる以前から不正の目的でなく被告表示等を使用して いるとして適用除外を認め、結論としてXの請求をいずれも棄 却しました。以下では、これらの争点に関する裁判所の判断を 紹介します。

#### 3. 争点①について

裁判所は、不競法2条1項2号の「著名な商品等表示」該当性 の判断基準として、以下のように判示しました。

- ・ 不競法2条1項2号による著名な商品等表示の保護は、従来、 同項1号では困難とされていた、他人の商品等表示の不当 利用や希釈化の防止を可能とする一方、同号による周知な 商品等表示の保護と比較すると、広義の混同すら生じない 無関係な分野にまで及ぶものである。
- ・この点にかんがみると、ある表示が著名な商品等表示に当 たるというためには、当該表示に係る商品又は営業の需要者 又は取引者において、日本国内の広い地理的範囲にわた り、当該表示がその出所を示すものとして広く認識されてい ることが必要であると解される。
- ・ そして、商品等表示がこのような意味での著名性を獲得する ためには、取引や広告官伝等を通じて当該表示に接すること により、当該表示が出所を示すものであるとの認識が幅広い 需要者又は取引者に定着していく必要があると解される。
- ・このように、商品等表示の著名性とは、日本国内の広い地理 的範囲にわたる需要者又は取引者における当該表示が出 所を示すものであるとの認識の蓄積、浸透及び定着の度合 が大きいことを意味するものといえるから、ある商品等表示が 著名であるか否かは、日本国内における当該商品等表示に 係る商品の販売量又は営業の総量、当該商品等表示が使用 された期間の長さ、需要者又は取引者が当該商品等表示に 接した際にそれが出所を示すものであるとの認識の定着に 寄与する程度などを総合考慮して判断するのが相当である。 裁判所は、上記の一般的な基準を定立したうえで、日本全国

においてデジタルアート作品を展示しているXの作品展示会に

次ページへ続く オ

<sup>1</sup> なお、Xは、不競法に基づく請求と選択的に、Yが不正の目的をもって原告と誤認されるおそれのある被告商号を使用しているとして、会社法8条2項に基づく被告商標の使用の差止め 等も請求しています。

対する来場者数と、マスメディア等におけるXの紹介状況に着 目しています。すなわち、裁判所は、Xの展示会への来場者数の 推移から、平成30年以降はXの展示会に関心を持つ一般消費 者が増加していったことを認定しつつ、展示会の所在地が限ら れていること等から、原告表示等が日本国内の広い地理的範 囲にわたって広く認識されていたといえるためには、マスメディ ア等を通じた知名度の獲得によって補われる必要があるとしま した。そのうえで、特に令和3年に入ってからXの展示会が多数 の番組において紹介されるようになったこと等から、原告表示 等は、早くともXの展示会が開館して約3年が経過した令和3年 7月頃に著名な商品等表示になるに至ったと認定しました。

#### 4. 争点②について

次に、裁判所は、Yが被告表示等の使用を始めたのは、原告 表示等が著名な商品等表示になった時期よりも前の令和2年4 月以前であったことから、Yによる被告表示等の使用が不競法 19条1項5号の「不正の目的」によるものではないかを判断しま した。

この点について、裁判所は、不競法19条1項5号の「不正の目 的しとは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その 他の不正の目的をいうとしつつ、(a)Yが被告表示等の使用を開 始した時点で原告表示等を認識していなかったこと(そのような 内容の関係者証言が信用できること)、(b)Yの行っている事業 が労働者派遣事業等であってXと競業関係にある事業を行って いる、又は今後行う予定があるとは認められないこと、(c)Yが被 告表示等を変更するなどして、原告表示等の外観にさらに類似 させた表示を使用している、又は今後そのような使用をする予定 があるとは認められないこと、といった事実を認定し、Yが被告 表示等を使用するに当たり、Yの営業の需要者にXの営業と誤 認させたり、原告表示等にただ乗りして同業他社より優位な立 場に立つなどして不正の利益を得る目的、Xの顧客を誘引した り、Xの信用を毀損するなどしてXに損害を加えたりする目的、そ の他の不正の目的はなかった、と認定しました2。

#### 5. まとめ

本判決は、不競法2条1項2号の「著名な商品等表示」該当性 に関して一般的な規範を示したうえで、詳細な事実認定を行っ て著名性及び著名になった時期を判示しており、さらに、Xの表 示が著名になる前からYの表示が使用されている場合にそれ が「不正の目的」によるものかについても、具体的な事実認定と 証拠評価に基づく判断を行っています。本判決では不競法上の 不正競争行為該当性及び適用除外の認定において、いかなる 事実に着目するのかが詳細に示されており、裁判所による判断 手法として実務の参考になるものと考え、ご紹介させていただき ました。

#### ← 目次へ戻る

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> なお、裁判所は、このような説示を引用し、Yによる被告商号の使用も不正の目的のよるものとは認められないとして、Xの会社法8条2項に基づく請求も退けています。

# セミナーのご案内

#### ウェビナー

トムソンロイター共催勉強会

# 「知的財産権侵害による取締役個人の責任 |

企業間で知的財産権侵害に関する紛争が生じた場合、当該知的財産権の権利者は、侵害行為を行っている法人等に対して責任を追及するのが通常です。しかし、場合によっては、悪意又は重過失を要件として役員等の第三者に対する損害賠償責任を定めた会社法第429条第1項の規定に基づき、法人の取締役個人に対して責任追及が行われることがあります。そのため、侵害を主張された側としては、法人の取締役個人が責任を負うことが無いよう、適切な対応を行うことが大切です。一方で、侵害を主張する側としても、いかなる場合に法人の取締役個人が責任を負うのかを把握しつつ交渉を進めることが望ましいと思われます。

本勉強会では、特許権、商標権、著作権の侵害に関する紛争において法人の取締役個人に対して責任追及が行われた事例をご紹介し、近年の動向を踏まえた実務上の対応のポイントや留意点を解説いたします。

□ 時 2024年10月17日(木) 16:00~17:10

開催方法 WEBセミナー ※本セミナーは録画配信です。

講 師 石津真二

共 催 トムソン・ロイター株式会社

申込締切 2024年10月15日(火)正午

セミナー詳細・お申込み方法はこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る